

機体認証申請手順操作マニュアル

＜機体認証申請編＞

04.代理人による機体認証の抹 消申請方法

目次

01.はじめに（代理人による機体認証の抹消申請を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-3
03.代理人による機体認証の抹消申請に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-4
04.代理人による機体認証の抹消申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-5
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-6
06.Step2：パスワード入力（代理人設定）画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-9
07.Step3：パスワードを入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-10
08.Step4：機体情報、連絡先情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-11
09.Step5：機体一覧画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-13
10.Step6：抹消申請を行う機体を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-14
11.Step7：申請者情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-16
12.Step8：その他情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-18
13.Step9：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-19
14.Step10：到達確認をする（依頼人による操作）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.04-21

01.はじめに（代理人による機体認証の抹消申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、機体認証の新規申請、属性変更、更新申請、抹消申請、申請取下げ、申請状況確認、代理人への機体認証の新規申請の依頼、代理人へ機体認証の新規申請以外の依頼をすることができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.代理人による機体認証の抹消申請に必要なもの

代理人による機体認証の抹消申請には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
連絡先情報	- 氏名 - 電話番号 - メールアドレス - 本人の住所
申請する機体の情報	- 型式名 - 設計者氏名又は名称 - 設計者住所または主たる事務所の所在地 - 製造者住所または主たる事務所の所在地 - 検査に使用する書類のファイル
その他	- 依頼元のログインIDおよび氏名 - 代理人設定用パスワード - 委任状

04.代理人による機体認証の抹消申請のステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで代理人による機体認証の抹消申請を実施しましょう。

代理人による機体認証の抹消申請を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : パスワード入力（代理人設定）画面に進む

メインメニューで「代理人が手続きする場合はこちら」の「代理人の設定」のボタンを選択します。

Step3 : パスワードを入力する

機体の申請者のID,氏名, 代理人設定用パスワードを入力します。

Step4 : 機体情報、連絡先情報を確認する

依頼を受ける機体情報、連絡先情報を確認し、代理人設定を完了します。

Step5 : 機体一覧画面に進む

機体一覧画面に進みます。

Step6 : 抹消申請を行う機体を選択する

機体一覧画面から機体認証の抹消申請を行う申請情報を選択します。

Step7 : 申請者情報を入力する

氏名や住所等の申請者の情報を入力します。

Step8 : その他情報を入力する

抹消理由を入力します。

Step9 : 申請情報を確認する

入力した情報を確認して抹消申請を行います。

Step10 : 到達確認をする（依頼人による操作）

機体認証の抹消申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

代理人による機体認証の抹消申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※審査のため、依頼人様本人の本人確認書類の郵送が必要です。

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



[DIPS2.0トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/)にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする（3/3）

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用務空域、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・僅し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

飛行許可・承認申請へ

飛行計画の通報・確認へ

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

無人航空機の登録申請へ

無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾

手続き



以下の事故等発生時には、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の死傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

事故等の報告へ

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不要とするためには、機体認証を受けた無人航空機も技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

機体認証の取得申請へ

技能証明の取得申請へ

06.Step2 : パスワード入力（代理人設定）画面に進む

機体認証メニュー

本人が手続きする場合はこちら

機体認証 新規申請	申請状況確認/取り下げ/支払い
新たに機体認証を申請することができます。新規申請には、本人確認書類、機体の情報が必要です。	新規申請や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。 ※国（国土交通省のみ）の場合、新規申請等の手数料の支払い手続きをすることができます。
機体認証の確認	機体認証の変更
機体認証を取得済みの機体に関する情報を確認することができます。	登録されている機体認証書の連絡先情報を変更することができます。

22

代理人が手続きする場合はこちら

機体認証 新規申請	申請状況確認/取り下げ/支払い
代理人として設定された後、新たに機体認証を申請することができます。新規申請には、パスワード、本人確認書類、委任状、機体の情報が必要です。	代理人として行った新規申請や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
機体認証の確認	機体認証の変更
機体認証を取得済みの機体に関する情報を確認することができます。	代理人として設定されている機体認証書の連絡先情報を変更することができます。
有効期限の更新	機体認証の削除
代理人として設定されている機体認証の有効期限を更新することができます。 また、型式承認の機体における設計変更の申請も本メニューから行うことができます。なお、型式承認の機体の更新および設計変更を行う場合には、事前に登録検査機関または国土交通省航空局と検査内容について確認している必要があります。	代理人として設定されている機体認証を削除することができます。

代理人の設定

依頼人から登録したパスワードを入力することで、各種手続きを代理で行う設定をすることができます。

機体認証メニューのページで、「代理人が手続きする場合はこちら」の「代理人の設定」ボタンを押します。

※新規申請以外の申請時には、この画面から進むパスワード入力画面で一度パスワードを入力することで各種代理人の手続きが可能となります。

※予め、依頼元で代理人への依頼を設定されていることを確認してください。代理人への依頼方法については、こちらを[参照](#)してください。

代理人による申請には、以下の情報が必要です。

- ・ 依頼元のログインIDおよび氏名
- ・ 代理人設定用パスワード
- ・ 委任状
- ・ 機体の情報 ※抹消の場合は不要

07.Step3 : パスワードを入力する

パスワード入力(代理人設定)画面

STEP 01
パスワード入力

STEP 02
機体受取確認

STEP 03
手続き完了

手続きをあなた（代理人）へ依頼する方のログインID、氏名、パスワードを入力し、「次へ」ボタンを押してください。

ログインID ⓘ

氏名 ⓘ

パスワード ⓘ

戻る 次へ

依頼元のログインIDおよび氏名、代理人設定用パスワードを入力します。

「次へ」ボタンを押します。

08.Step4：機体情報、連絡先情報を確認する（1/2）

機体受取確認画面

STEP 01
パスワード入力

STEP 02
機体受取確認

STEP 03
手続き完了

手続きの依頼を受ける機体に誤りがない場合は、「代理人設定」ボタンを押してください。
手続きの依頼を受ける機体に誤りがある場合は、依頼する方に連絡をし確認してください。

機体の情報

型式認証済み区分
型式認証済みの機体

機体認証区分
第一種機体認証

機体認証番号
[REDACTED]

連絡先情報

氏名
[REDACTED]

フリガナ
[REDACTED]

住所
[REDACTED]

部署名
[REDACTED]

電話番号
[REDACTED]

メールアドレス
[REDACTED]

戻る

代理人設定

抹消申請の依頼を受ける機体の情報、および連絡先の情報を確認します。

表示内容に問題がなければ「代理人設定」ボタンを押します。

08.Step4：機体情報、連絡先情報を確認する（2/2）

代理人の設定の手続きが完了しました。

メインメニューに戻る

完了した旨のメッセージが表示され、代理人設定が完了となります。

09.Step5：機体一覧画面に進む

機体認証メニュー

本人が手続きする場合はこちら

機体認証 新規申請	申請状況確認/取り下げ/支払い
新たに機体認証を申請することができます。新規申請には、本人確認書類、機体の情報が必要です。	新規申請や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。 ※国（国土交通省のみ）の場合、新規申請等の手数料の支払い手続きをすることができます。
機体認証の確認	機体認証の変更
機体認証を取得済みの機体に関する情報を確認することができます。	登録されている機体認証書の連絡先情報を変更することができます。

機体認証メニューのページで、「代理人が手続きする場合はこちら」の「機体認証の削除」ボタンを押します。

22

代理人が手続きする場合はこちら

機体認証 新規申請	申請状況確認/取り下げ/支払い
代理人として設定された後、新たに機体認証を申請することができます。新規申請には、パスワード、本人確認書類、機体の情報が必要です。	代理人として行った新規申請や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
機体認証の確認	機体認証の変更
機体認証を取得済みの機体に関する情報を確認することができます。	代理人として設定されている機体認証書の連絡先情報を変更することができます。
有効期限の更新	機体認証の削除
代理人として設定されている機体認証の有効期限を更新することができます。 また、型式承認の機体における設計変更の申請も本メニューから行うことができます。なお、型式承認の機体の更新および設計変更を行う場合には、事前に国土交通省または国土交通省航空局と検査計画について確認している必要があります。	代理人として設定されている機体認証を削除することができます。
代理人の設定	
登録人から登録したパスワードを入力することで、各種手続きを代理で行う設定をすることができます。	

10.Step6：抹消申請を行う機体を選択する（1/2）

機体一覧画面から抹消申請を行う機体認証情報を選択し、「抹消する情報の入力」ボタンを押します。

機体一覧

抹消対象の機体を選択してください。

機体認証書番号 ①

登録記号 ①

製造者氏名又は名称 ①

型式名 ①

機体認証保持者氏名 ①

法人名/屋号 ①

検索

検索結果：1件

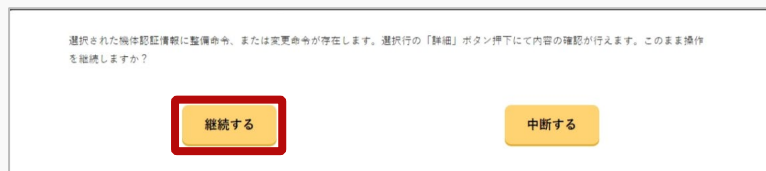
選択	機体認証書番号	登録記号	製造者氏名又は名称	型式名	機体ステータス	有効期限	機体認証保持者氏名	法人名/屋号	詳細
☐					有効				詳細

1

戻る

抹消する情報の入力

10.Step6：抹消申請を行う機体を選択する（2/2）



選択した機体認証情報に整備命令、または変更命令が存在する場合、左の確認画面が表示されます。

抹消申請を継続する場合、「継続する」ボタンを押します。

11.Step7：申請者情報を入力する（1/2）

申請者情報を確認します。

機体認証 申請画面

STEP 01
申請者情報

STEP 02
その他情報

STEP 03
申請情報確認

STEP 04
申請完了

申請者情報を入力してください。

申請者の情報

申請者区分

法人番号

法人名/屋号

代表者氏名

本店又は主たる事務所の所在地

11.Step7 : 申請者情報を入力する (2/2)

連絡先情報

氏名 ①

フリガナ ①

住所 ①

国/地域 日本 ▼

都道府県 東京都 ▼

部署名 ①

電話番号 ①

国/地域 +81 (日本) ▼

メールアドレス ①

委任状

委任状 ①

選択

※選択されていません

戻る

次へ

連絡先情報を入力します。

委任状を選択します。

「選択」ボタンを押してファイルをアップロードしてください。

入力後、「次へ」ボタンを押します

12.Step8：その他情報を入力する

機体認証 申請画面

STEP 01 申請者情報 STEP 02 その他情報 STEP 03 申請情報確認 STEP 04 申請完了

その他情報を入力してください。

その他

抹消理由 ⓘ

次へ

戻る 中断

抹消理由を入力し、「次へ」ボタンを押します。

「中断」ボタンを押すことで、申請を中断することができます。再開する場合、申請状況一覧画面から再開できます。

13.Step9 : 申請情報を確認する (1/2)

申請情報確認画面

STEP 01
申請者情報

STEP 02
その他情報

STEP 03
申請情報確認

STEP 04
申請完了

入力した機体認証情報を確認の上、申請してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

申請者の情報

区分

法人

法人番号

法人名/屋号

代表者氏名

本店又は主たる事務所の所在地

連絡先情報

氏名

フリガナ

戻る

抹消申請

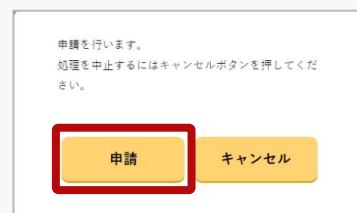
申請者の情報/連絡先情報/委任状/機体の情報/その他情報を確認します。

入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押して訂正してください。

入力内容に問題がなければ「抹消申請」ボタンを押してください。

22

13.Step9：申請情報を確認する（2/2）



登録した依頼人のメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

「OK」ボタンを押すと、完了画面に遷移します。

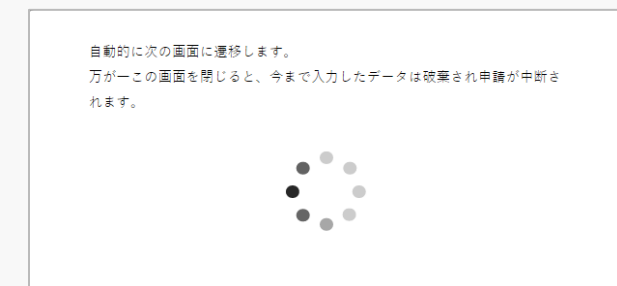
登録した依頼人のメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されます。

依頼人にてメールに記載されたURLをクリックされますと正式に申請が受け付けられ、審査が開始します。

注意事項！

到達確認（メールでの認証）が完了するまで申請の処理が保留になります。

依頼人様宛に、メールでの認証が必要である旨をお伝えください。



14.Step10：到達確認をする（依頼人による操作）

※Step10は依頼人による操作となります。

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは代理人による機体認証の各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

現在、ドローン情報基盤システムを通じて代理人への手続き依頼を行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、

このまま代理人による手続きを進めても良い場合は、以下の URL を押してメールアドレスの認証を完了してください。

認証完了

Authentication completed

メールアドレスの認証を確認しました。
代理人に認証が完了した旨の連絡をお願いします。

ブラウザの×ボタンで画面を閉じてください。
The e-mail address has been authenticated.
Notify the agent of the completion of authentication.

Close the screen with the x button of the browser.

依頼人は到達確認のメールを開き、メールの宛先を確認します。宛先が依頼人本人であり申請手続きを進める場合は到達確認用のURLを押します。

メールのURLを押すとメールアドレスの認証が完了しますので、認証完了と出ているブラウザを閉じてください。

メールアドレス認証が完了すると申請完了となります。

申請状況は申請状況一覧ページで確認できます。

注意事項！

審査には依頼人様本人の本人確認書類が必要となります。

依頼人様宛に、本人確認書類の郵送が必要である旨をお伝えください。